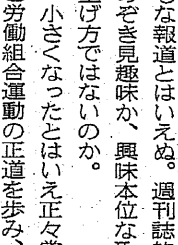
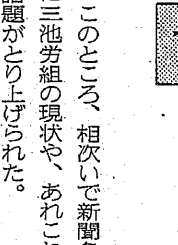
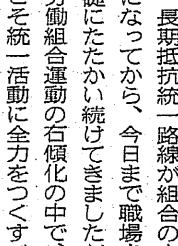
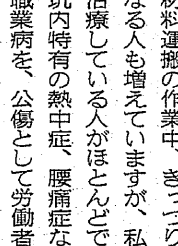
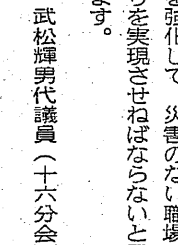
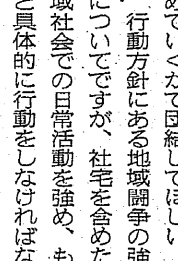


定期総会での代議員の発言

要旨

一九八三年度の定期総会の経過は前号でお伝えしましたが、議案についてはすでに総会に先立つ委員会で職場討議の集約が行われており、総会の中で代議員の積極的な発言について要旨を紹介いたします。

日高一光代議員(五分)



職場活動の停滞が指摘されますが、職場集金が委員会の報告だけで終わり、職場の諸問題について議論することが少ないのではないのでしょうか。

三川組では定年退職後の人員補充も不足、仕事が増えるのに賃金が安いという深刻な問題をかかえています。こうした合理化に反対するたたかいを職場で強めていくためには、職場集金での議論を起し、全体で取り組んでいかねばならないと思います。

田中教孝代議員(八分)

組合役員選挙めぐって、二、三年の任期の立候補者が、投票によって決められています。労働組合で誰が立候補してもいいのですが、三川組は奥部化と切羽が、私たちが見れば、しりりとした組合活動の停滞の要因になつてしまっています。

地域分会の活動についてですが、分会の統合とあわせて、闘争本部の集約をどうするか早急に対策を講じるべきです。

北炭夕張の再開、存続の可能性は、まったくないのか。また雇用の確保は完全に実行されるのかどうか質問します。

CO闘争も今年で二十年を迎え、労災、職業病の全国集金が本年田中組の組合活動が目玉とされています。

森のぼる委員(一分)

このころ、相次いで新聞各紙に三川組の現状や、あれこれの話題がとり上げられた。

「三池闘争」中に、三池組が発行した『日刊情報』の複製版が、出版物として販売されていることについて、各方面からの問い合わせがあり、また機関会議でも発言がありました。

三池組は、新執行部発足後の執行委員会と第一回委員会にはかなり当面の対応を決めたが、問題の経過について明らかにしたいです。

八月九日、同二十六日付の日本社会党の中央機関紙『社会新報』の一面広告欄に「三池組の三池のたかひの記録、日刊情報、上製入り、タブロイド保存版」として、八千五百円で販売している旨の広告が掲載されました。出版で、この時期からすでに販売さ

る諸資料を含めて、その開覧と出版、複製、撮影、模造などの場合、さらに個人が保有する諸資料の出版などについても、事前に許諾を得るよう定め、その書式も備えています。

三池組は、中島哲明氏に対して九月一日、直ちに『日刊情報』の販売を中止するとともに『社会新報』紙上に、広告の取り消しと三池組に対する謝罪文の広告を出すよう求めるとともに、本人との話し合いをすすめてきました。

なお、九月十五日までに同広告が掲載されない場合は、しかるべき対応策を講じていく予定です。

今回の『日刊情報』出版・販売問題は、三池組の出版・販売物の一部を引用する場合でも、註記をつけて明示するか許諾を得るのが常識であり、その大部分あるいは全体の出版となれば、著作権者の許諾なしには不可能なことであり、その主旨の善悪によらず許されるものではありません。

三池組は、給与と賞与の銀行振込込みなどを提案していましたが、これは認められないとして撤回を迫り、この日の交渉で組合は、提案理由

を追求しなければならぬ。いま、「三池組」は語れないのではないのか。さらに四十年以降の採用者は、会社側の介入による「三池新」への加入が条件」という、労働組合への加入の選択権を奪ったことは決定的なものとなっているのである。この事実も忘れなければ。

「三池闘争」中に、三池組が発行した『日刊情報』の複製版が、出版物として販売されていることについて、各方面からの問い合わせがあり、また機関会議でも発言がありました。

三池組は、新執行部発足後の執行委員会と第一回委員会にはかなり当面の対応を決めたが、問題の経過について明らかにしたいです。

八月九日、同二十六日付の日本社会党の中央機関紙『社会新報』の一面広告欄に「三池組の三池のたかひの記録、日刊情報、上製入り、タブロイド保存版」として、八千五百円で販売している旨の広告が掲載されました。出版で、この時期からすでに販売さ

る諸資料を含めて、その開覧と出版、複製、撮影、模造などの場合、さらに個人が保有する諸資料の出版などについても、事前に許諾を得るよう定め、その書式も備えています。

三池組は、中島哲明氏に対して九月一日、直ちに『日刊情報』の販売を中止するとともに『社会新報』紙上に、広告の取り消しと三池組に対する謝罪文の広告を出すよう求めるとともに、本人との話し合いをすすめてきました。

なお、九月十五日までに同広告が掲載されない場合は、しかるべき対応策を講じていく予定です。

今回の『日刊情報』出版・販売問題は、三池組の出版・販売物の一部を引用する場合でも、註記をつけて明示するか許諾を得るのが常識であり、その大部分あるいは全体の出版となれば、著作権者の許諾なしには不可能なことであり、その主旨の善悪によらず許されるものではありません。

三池組は、給与と賞与の銀行振込込みなどを提案していましたが、これは認められないとして撤回を迫り、この日の交渉で組合は、提案理由

を追求しなければならぬ。いま、「三池組」は語れないのではないのか。さらに四十年以降の採用者は、会社側の介入による「三池新」への加入が条件」という、労働組合への加入の選択権を奪ったことは決定的なものとなっているのである。この事実も忘れなければ。

「三池闘争」中に、三池組が発行した『日刊情報』の複製版が、出版物として販売されていることについて、各方面からの問い合わせがあり、また機関会議でも発言がありました。

三池組は、新執行部発足後の執行委員会と第一回委員会にはかなり当面の対応を決めたが、問題の経過について明らかにしたいです。

八月九日、同二十六日付の日本社会党の中央機関紙『社会新報』の一面広告欄に「三池組の三池のたかひの記録、日刊情報、上製入り、タブロイド保存版」として、八千五百円で販売している旨の広告が掲載されました。出版で、この時期からすでに販売さ

る諸資料を含めて、その開覧と出版、複製、撮影、模造などの場合、さらに個人が保有する諸資料の出版などについても、事前に許諾を得るよう定め、その書式も備えています。

三池組は、中島哲明氏に対して九月一日、直ちに『日刊情報』の販売を中止するとともに『社会新報』紙上に、広告の取り消しと三池組に対する謝罪文の広告を出すよう求めるとともに、本人との話し合いをすすめてきました。

なお、九月十五日までに同広告が掲載されない場合は、しかるべき対応策を講じていく予定です。

今回の『日刊情報』出版・販売問題は、三池組の出版・販売物の一部を引用する場合でも、註記をつけて明示するか許諾を得るのが常識であり、その大部分あるいは全体の出版となれば、著作権者の許諾なしには不可能なことであり、その主旨の善悪によらず許されるものではありません。

三池組は、給与と賞与の銀行振込込みなどを提案していましたが、これは認められないとして撤回を迫り、この日の交渉で組合は、提案理由

を追求しなければならぬ。いま、「三池組」は語れないのではないのか。さらに四十年以降の採用者は、会社側の介入による「三池新」への加入が条件」という、労働組合への加入の選択権を奪ったことは決定的なものとなっているのである。この事実も忘れなければ。

「三池闘争」中に、三池組が発行した『日刊情報』の複製版が、出版物として販売されていることについて、各方面からの問い合わせがあり、また機関会議でも発言がありました。

三池組は、新執行部発足後の執行委員会と第一回委員会にはかなり当面の対応を決めたが、問題の経過について明らかにしたいです。

八月九日、同二十六日付の日本社会党の中央機関紙『社会新報』の一面広告欄に「三池組の三池のたかひの記録、日刊情報、上製入り、タブロイド保存版」として、八千五百円で販売している旨の広告が掲載されました。出版で、この時期からすでに販売さ

る諸資料を含めて、その開覧と出版、複製、撮影、模造などの場合、さらに個人が保有する諸資料の出版などについても、事前に許諾を得るよう定め、その書式も備えています。

三池組は、中島哲明氏に対して九月一日、直ちに『日刊情報』の販売を中止するとともに『社会新報』紙上に、広告の取り消しと三池組に対する謝罪文の広告を出すよう求めるとともに、本人との話し合いをすすめてきました。

なお、九月十五日までに同広告が掲載されない場合は、しかるべき対応策を講じていく予定です。

今回の『日刊情報』出版・販売問題は、三池組の出版・販売物の一部を引用する場合でも、註記をつけて明示するか許諾を得るのが常識であり、その大部分あるいは全体の出版となれば、著作権者の許諾なしには不可能なことであり、その主旨の善悪によらず許されるものではありません。

三池組は、給与と賞与の銀行振込込みなどを提案していましたが、これは認められないとして撤回を迫り、この日の交渉で組合は、提案理由

を追求しなければならぬ。いま、「三池組」は語れないのではないのか。さらに四十年以降の採用者は、会社側の介入による「三池新」への加入が条件」という、労働組合への加入の選択権を奪ったことは決定的なものとなっているのである。この事実も忘れなければ。

「三池闘争」中に、三池組が発行した『日刊情報』の複製版が、出版物として販売されていることについて、各方面からの問い合わせがあり、また機関会議でも発言がありました。

三池組は、新執行部発足後の執行委員会と第一回委員会にはかなり当面の対応を決めたが、問題の経過について明らかにしたいです。

八月九日、同二十六日付の日本社会党の中央機関紙『社会新報』の一面広告欄に「三池組の三池のたかひの記録、日刊情報、上製入り、タブロイド保存版」として、八千五百円で販売している旨の広告が掲載されました。出版で、この時期からすでに販売さ

る諸資料を含めて、その開覧と出版、複製、撮影、模造などの場合、さらに個人が保有する諸資料の出版などについても、事前に許諾を得るよう定め、その書式も備えています。

三池組は、中島哲明氏に対して九月一日、直ちに『日刊情報』の販売を中止するとともに『社会新報』紙上に、広告の取り消しと三池組に対する謝罪文の広告を出すよう求めるとともに、本人との話し合いをすすめてきました。

なお、九月十五日までに同広告が掲載されない場合は、しかるべき対応策を講じていく予定です。

今回の『日刊情報』出版・販売問題は、三池組の出版・販売物の一部を引用する場合でも、註記をつけて明示するか許諾を得るのが常識であり、その大部分あるいは全体の出版となれば、著作権者の許諾なしには不可能なことであり、その主旨の善悪によらず許されるものではありません。

三池組は、給与と賞与の銀行振込込みなどを提案していましたが、これは認められないとして撤回を迫り、この日の交渉で組合は、提案理由

を追求しなければならぬ。いま、「三池組」は語れないのではないのか。さらに四十年以降の採用者は、会社側の介入による「三池新」への加入が条件」という、労働組合への加入の選択権を奪ったことは決定的なものとなっているのである。この事実も忘れなければ。

マスコミ・レーダー

「やせ細る……」 とは何ごとか

各紙の見出しは、「財政難の三池組は、まだしもとて、やせ細る三池組」記念の塔が消える、予る金が財政ピンチ、会費値上げを検討などは、まともな報道とはいえず、週刊誌的なぞき見趣味か、興味本位な取り上げ方ではないのか。

三池組の現状や、あれこれの話題がとり上げられた。

一応、取材による報道の体裁をとっているものの、事実にもとづかない推測部分があり、組織内だけでなく関係者の間で物議をかもしている。あえて問題点を指摘し、良識ある判断をまちたい。

とりあげられた内容は、共通して組織問題で、高齢化に伴う組合員の減少と財政問題である。

組合員の減少は事実であり、減った分財政が縮小されるのも当然である。専従役員が一人となり、組合長が専任となることも機構改革の一つとして、すでに方向性は定まっていたもので、昭和二十年代、組合員が二万八千人いたこと、三十五年の「三池闘争」後急速に人員が減ったことも事実である。また、六十年には三百人を割ることも予測される。

三池組の人員減は、二十年代後半からの石炭産業における相次ぐ合理化の嵐をまともに受けたこと。とりわけ「三池争議」での分裂、その後の職場における差別取り扱いと切り崩し、三十八年の三川組大災害と、まさに苦難の歴史を経た結果であり、これらの事実

を追求しなければならぬ。いま、「三池組」は語れないのではないのか。さらに四十年以降の採用者は、会社側の介入による「三池新」への加入が条件」という、労働組合への加入の選択権を奪ったことは決定的なものとなっているのである。この事実も忘れなければ。

三池組の人員減は、二十年代後半からの石炭産業における相次ぐ合理化の嵐をまともに受けたこと。とりわけ「三池争議」での分裂、その後の職場における差別取り扱いと切り崩し、三十八年の三川組大災害と、まさに苦難の歴史を経た結果であり、これらの事実

